

2025 年 9 月 25 日

関係各位

一般社団法人関東学生陸上競技連盟
会長 植 田 恭 史

競技会の実施における不適正行為について

1 順天堂大学陸上競技部の主催競技会における不適正行為

(1) 判明した事実

順天堂大学の自主申告により、同大学陸上競技部主催の競技会において、以下の不適正行為があったことが判明しました。

順天堂大学陸上競技部は、1988 年にさくらキャンパスに移転してから、第三種公認陸上競技場である「順天堂大学さくらキャンパス陸上競技場」（以下「さくらキャンパス競技場」）を含む複数の競技場において、順天堂大学競技会などの名称で競技会（以下「本件競技会」）を開催している。

しかし、さくらキャンパス競技場に付帯する投てき練習場は非公認の施設であったところ、1989 年から 1992 年までの間は少なくとも一部の競技会において、1993 年から 2024 年 8 月 9 日までの間は継続して、本件競技会の実施種目のうち「ハンマー投」は、投てき練習場で競技会を実施したうえで、その記録をさくらキャンパス競技場で実施された公認記録として申請および報告していた。

また、1989 年に実施された第 2 回五大学対校陸上競技選手権大会の少なくとも予選において、および、少なくとも 1992 年に実施された 1 回の関東学生競技会において、上記と同様の行為がなされたことが確認された。

(2) 本連盟における処分

発覚の経緯が自主申告であったこと及び調査に協力的であったことは有利に斟酌される一方で、自校の競技者にとどまらず外部からの参加競技者の記録の有効性や他競技会への参加資格にも影響を与えたことや、実施期間が 30 年以上にわたることを踏まえて、「本連盟登録者及び指導者等についての処分規程」第 10 条に基づき、本連盟は、以下の処分を課します。

① 競技会主催の禁止

2025 年 10 月 1 日から 2 年間、順天堂大学が競技会を主催することを禁じます。

② 関係者に対する処分

各人の立場や不適正行為への関与の程度等を踏まえ、2025 年 10 月 1 日を始期として、同大学の各関係者に対して以下の処分を課します。

対象者	処分の内容
1989 年に不適正行為を開始し、2012 年までこれを継続した投てき種目の指導者	・ 本連盟主催競技会への無期の参加（来場を含む。）の禁止
2018 年には不適正行為に気付き、その後これを継続した投てき種目の指導者	・ 本連盟主催競技会への 1 年 6 か月間の参加（来場を含む。）の禁止
2023 年春に投てき練習場が非公認であることを監督代行の立場で知りながらこれを中止させなかった指導者	・ 本連盟主催競技会への 1 年間の参加（来場を含む。）の禁止
不適正行為が最後に行われた 2024 年 8 月 9 日の前日又は当日に投てき練習場が非公認であることを部長・監督の立場で知りながら同日の実施を中止させなかった（その後は中止させた）指導者	・ 戒告

(3) 記録及び成績の取扱い

非公認競技場で実施された競技会の記録は公認記録ではありませんので、さくらキャンパス競技場に付帯する投てき練習場で実施された過去のハンマー投の記録については、公認記録の取消措置がされます。

一方、上記記録を資格記録として本連盟の過去の主催競技会に出場した選手の記録と成績については、以下のとおりとします。

- ・ 本連盟の主催競技会で出された「記録」自体は公認条件を満たしているので、当該記録については、公認記録の取消申請をしない。
- ・ 本連盟の主催競技会における「成績」（個人順位・対校得点）については、本事案においては、その具体的事情を踏まえて、抹消しないこととする。なお、今後の他事案においては、事案の具体的内容に応じて判断する。

(4) 提言

本連盟は、順天堂大学に対して、処分の通知と併せて以下の提言をしました。

1 ルールの周知徹底

競技会運営に関するルールについて、指導者等および部員において理解を深めることが重要である。

具体的には、関東学連では、競技会運営に関する講習会として、「関東学連（夏季春季）公認競技会講習会」を実施しており、競技会の再開までのみならず再開後もこの受講をすることが望ましいと考える。

また、競技会の少なくとも再開直後は、関東学連の競技審判委員および一般財団法人千葉陸上競技協会からの協力を仰ぎ、審判派遣を受けることが望ましいと考える。

2 選手の主体的関与

順天堂大学陸上競技部では、陸上競技部部員の主体的関与が必要であると考えられる。

指導者等の指示をただ受けるだけではなく、部員一人ひとりが競技会の運営に関り、その責任を負うという自覚が求められる。指導者等は、上記ルールの周知徹底のほか、競技会運営に携わる役割分担を部員に考えさせるなどして、競技会運営の意思決定に意図的に部員を関わらせることが望ましいと考える。

3 相互確認の必要性

順天堂大学陸上競技部の規模からしてブロック制の導入はやむを得ない側面があるとは思われるものの、一方で、本件不適正行為に関しては、指導者等や部員が本件競技会運営や公認の更新手続について他人任せになっていた側面もあると考えられる。

今後、同様の問題を再発させないためにも、部員が主体的に競技会運営に関り、指導者等や部員が横断的なコミュニケーションを取ることができ、不適正な運営状況をすぐに発見・共有・対応できる仕組みを整えることが求められると考える。

2 競技会の適正な実施について

- (1) 本連盟の各加盟校においては、公益社団法人日本学生陸上競技連合の2024年8月29日付け公表文で言及された以下の内容を、改めて、よく理解する必要があります。

陸上競技は、記録のスポーツです。

ルールに則った正しい計測は、その大前提となります。公認された競技場で正しく実施される競技会において、共通の方法で計測がされることによって、場所や時代を超えて記録を比較することが可能となります。この大前提が崩れれば、陸上競技がスポーツとして成立せず、そして、陸上競技の魅力も失われてしまいます。

今回の事案に限られず、風速の測定やファウルの判定等についても、正しく実施される必要があることは、いうまでもありません。

記録会を開催する全国の各大学や、競技審判等を務める学生の皆さんにおかれましては、ご自身方が陸上競技の大前提を支えていることを改めて認識の上で、引き続き、正しい計測や判定に、常に意を払っていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- (2) 本連盟は、「学生競技者憲章」を定め、その中で以下の「誓い」をしています（今回の事案に特に関連する箇所に、波線を引きました。）。

学生競技者憲章の掲載先 URL : <https://www.kgrr.org/about-kgrr/>

- 一、我々は学生競技者としての自覚と誇りを持ち、フェアプレーの精神を堅持し、青少年の模範となる節度ある言動を行うべく、自らを律することを誓います
- 一、我々は学生競技者としての自覚と誇りを持ち、競技ルールを重んじることは勿論、社会のマナーを遵守することを誓います
- 一、我々は学生競技者としての自覚と誇りを持ち、学業と競技の両立を目指し、日頃の研鑽に励むことを誓います
- 一、我々は学生競技者としての自覚と誇りを持ち、心身の練磨に励み、より専門的な知識

と技術の習得に励むことを誓います

一、我々は人としての尊厳を逸することなく、学生競技者として自己の可能性の追求と共に、スポーツマンとしての良識と判断力を備えるよう努力することを誓います

一、指導者、および監督者は学生競技者が以上の 5 点を最大限実現できるよう、サポート、指導を行い、自らが学生競技者の模範となるよう、努力を怠らないことを誓います

本連盟に関係するすべての競技者、指導者等においては、本連盟が掲げる学生競技者憲章を再度確認の上で、日々の研鑽に努められることを心よりお願いします。

以 上